

愛媛県土地家屋調査士会各種委員会規則

(目的)

第1条 愛媛県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第54条第1項に基づいて設置する各種委員会(以下「委員会」という。)に関する事項は、別段の定めのある場合の外、この規則による。

(委員の選任)

第2条 委員は、会長が理事会に諮り会員又は学識経験者の中から任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、会則第32条を準用する。

(委員会の構成)

第4条 委員会に、委員長および副委員長若干名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員がこれを互選する。

(委員長・副委員長の任務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、会長の承認を経て委員長が招集する。

(議事)

第7条 委員会の議事は、委員会において別段の定めをなした場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長、副会長及び委員長から要請があった者は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第10条 委員会は、必要と認めるときは、幹事若干名をおくことができる。

2 幹事は、委員の中からこれを選任する。

3 必要があるときは、会長の同意を得て、委員以外の者に幹事を委嘱することができる。

4 幹事は、会長又は委員長の旨を受け、委員会の議案の立案、整理、資料の蒐集および調査、研究等をなすものとする。

附 則

1 本規則は、令和3年9月17日から施行する。

2 この規則の改廃は、理事会の決議による。